

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○河川法施行条例の一部を改正する条例……………（河川課）	1
○砂防法施行条例の一部を改正する条例……………（砂防災害課）	3
○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（砂防災害課）	4
○北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（砂防災害課）	6
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	6
○北海道流域下水道条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	7
○北海道公共下水道条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	7
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅課）	8
○北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例……………（財産管理課）	8

条 例

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の事項の表発電用水の部揚水式発電所以外の発電所の項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同部揚水式発電所の項中「100分の105を乗じて得た額に」を削り、「算出した額に100分の105」を「算出した額に100分の108」に改め、同表鉱工業用水の項中「359,100円」を「369,360円」に改め、同表汽かん冷却用水の項中「67,200円」を「69,120円」に改め、同表農産物加工用水の項中「33,600円」を「34,560円」に改め、同表魚族養殖用水の項中「99,750円」を「102,600円」に改め、同表鉱泉水の項中「100分の105」を「100分の108」に

改め、同表その他の用水の項中「67,200円」を「69,120円」に改め、別表 2 の事項中表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	単 価 及 び 算 出 方 法							
		1 級 地		2 級 地		3 級 地		4 級 地	
		1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用
建造工作物敷地 （外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格（地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。）に100分の 6 を乗じて得た額（1 月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）							
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	610円	658円 80 銭	430円	464円 40 銭	360円	388円 80 銭	310円	334円 80 銭
第 2 種電柱		940円	1,015 円 20 銭	660円	712円 80 銭	550円	594円	480円	518円 40 銭
第 3 種電柱		1,300 円	1,404 円	900円	972円	740円	799円 20 銭	650円	702円
第 1 種電話柱		550円	594円	390円	421円 20 銭	320円	345円 60 銭	280円	302円 40 銭
第 2 種電話柱		870円	939円 60 銭	620円	669円 60 銭	510円	550円 80 銭	450円	486円
第 3 種電話柱		1,200 円	1,296 円	850円	918円	700円	756円	620円	669円 60 銭
その他の柱類		55 円	59 円 40 銭	39 円	42 円 12 銭	32 円	34 円 56 銭	28 円	30 円 24 銭
共架電線その他上	長さ 1 メー	5 円	5 円	4 円	4 円	3 円	3 円	3 円	3 円

空に設ける線類		トルにつき 1年		40 銭		32 銭		24 銭		24 銭
鉄塔		1基につき 1年	1,100 円	1,188 円	770円	831円 60 銭	640円	691円 20 銭	560円	604円 80 銭
管（外 径が0.4 メートル 未満の ものに 限る。） の埋設	外 径 が 0.07メ ー トル未 満 の も の	長さ1メー トルにつき 1年	23 円	24 円 84 銭	16 円	17 円 28 銭	13 円	14 円 4 銭	12 円	12 円 96 銭
	外 径 が 0.07メ ー トル以上 0.1メー トル未 満 の も の		33 円	35 円 64 銭	23 円	24 円 84 銭	19 円	20 円 52 銭	17 円	18 円 36 銭
	外径が0.1 メートル 以上0.15 メートル 未 満 の も の		49 円	52 円 92 銭	35 円	37 円 80 銭	29 円	31 円 32 銭	25 円	27 円
	外 径 が 0.15メ ー トル以上 0.2メー トル未 満 の も の		66 円	71 円 28 銭	46 円	49 円 68 銭	38 円	41 円 4 銭	34 円	36 円 72 銭
	外径が0.2 メ ー ト ル 以 上 0.3 メ ー ト ル 未 満 の も		98 円	105円 84 銭	70 円	75 円 60 銭	57 円	61 円 56 銭	50 円	54 円

	の									
	外径が0.3 メ ー ト ル 以 上 の も の		130円	140円 40 銭	93 円	100円 44 銭	76 円	82 円 8 銭	67 円	72 円 36 銭
鉄道及び軌道敷地		占用面積1 平方メー トルにつき1 年	80 円	86 円 40 銭	80 円	86 円 40 銭	80 円	86 円 40 銭	80 円	86 円 40 銭
農耕用敷地			近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき農業委員会が情報の提供を行った借賃（その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃）をいう。以下同じ。）を勘案して知事が定める額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）							
採草及び放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して知事が定める額に100分の60を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）							
漁業及び養殖用水面			20 円	21 円 60 銭	20 円	21 円 60 銭	20 円	21 円 60 銭	20 円	21 円 60 銭
係船その他に係る水面			30 円	32 円 40 銭	30 円	32 円 40 銭	30 円	32 円 40 銭	30 円	32 円 40 銭
鉱泉地		1口につき 1年	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）							
その他の敷地		占用面積1 平方メー トルにつき1 年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）							

別表2の事項の表の備考第3号中「1.1」を「1.2」に改め、同表の備考第4号

別表2の事項の表の備考第3号中「1.1」を「1.2」に改め、同表の備考第4号

中「市及び町村」を「１級地、２級地、３級地及び４級地」に改め、「所在地をいい」の次に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (1) １級地 札幌市の区域をいう。
- (2) ２級地 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市及び江別市の区域をいう。
- (3) ３級地 釧路市、帯広市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町、余市町及び羅臼町の区域をいう。
- (4) ４級地 河川区域の存する市町村の区域で１級地、２級地及び３級地以外のものをいう。

別表３の事項中「136円50銭」を「140円40銭」に、「168円」を「172円80銭」に、「220円50銭」を「226円80銭」に、「934円50銭」を「961円20銭」に改める。

附 則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年３月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表中表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	単 価							
		１ 級 地		２ 級 地		３ 級 地		４ 級 地	
		1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用
第 1 種 電 柱		610円	658円	430円	464円	360円	388円	310円	334円

			80 銭		40 銭		80 銭		80 銭
第 2 種 電 柱		940円	1, 015 円 20 銭	660円	712円 80 銭	550円	594円	480円	518円 40 銭
第 3 種 電 柱		1, 300 円	1, 404 円	900円	972円	740円	799円 20 銭	650円	702円
第 1 種 電 話 柱		550円	594円	390円	421円 20 銭	320円	345円 60 銭	280円	302円 40 銭
第 2 種 電 話 柱		870円	939円 60 銭	620円	669円 60 銭	510円	550円 80 銭	450円	486円
第 3 種 電 話 柱		1, 200 円	1, 296 円	850円	918円	700円	756円	620円	669円 60 銭
その他の柱類		55 円	59 円 40 銭	39 円	42 円 12 銭	32 円	34 円 56 銭	28 円	30 円 24 銭
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき 1 年	5 円 40 銭	4 円	4 円 32 銭	3 円	3 円 24 銭	3 円	3 円 24 銭
鉄塔		1 基につき 1 年	1, 100 円	1, 188 円	770円	831円 60 銭	640円	691円 20 銭	560円 80 銭
	外 径 が 0. 07 メ ー トル未 満 の も の	23 円	24 円 84 銭	16 円	17 円 28 銭	13 円	14 円 4 銭	12 円	12 円 96 銭
	外 径 が 0. 07 メ ー トル以 上 0. 1メー トル未 満 の も の	33 円	35 円 64 銭	23 円	24 円 84 銭	19 円	20 円 52 銭	17 円	18 円 36 銭
	外径が0. 1 メ ー ト ル	49 円	52 円 92 銭	35 円	37 円 80 銭	29 円	31 円 32 銭	25 円	27 円

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年								
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		66円	71円 28銭	46円	49円 68銭	38円	41円 4銭	34円	36円 72銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		98円	105円 84銭	70円	75円 60銭	57円	61円 56銭	50円	54円
	外径が0.3メートル以上のもの		130円	140円 40銭	93円	100円 44銭	76円	82円 8銭	67円	72円 36銭
軌道及び道路用敷地		占用面積1平方メートルにつき1年	80円	86円 40銭	80円	86円 40銭	80円	86円 40銭	80円	86円 40銭
その他の工作物の敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）			1,200円	1,296円	1,200円	1,296円	1,200円	1,296円	1,200円	1,296円

別表の備考第3号中「市及び町村」を「1級地、2級地、3級地及び4級地」に改め、「所在地をいい」の次に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (1) 1級地 札幌市の区域をいう。
- (2) 2級地 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市及び江別市の区域をいう。
- (3) 3級地 釧路市、帯広市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町、余市町及び羅臼町の区域をいう。
- (4) 4級地 砂防設備の存する市町村の区域で1級地、2級地及び3級地以外のものをいう。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	単 価 及 び 算 出 方 法					
		1 級 地		2 級 地		3 級 地	
		1月 以上 の占 用	1月 未満 の占 用	1月 以上 の占 用	1月 未満 の占 用	1月 以上 の占 用	1月 未満 の占 用
建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の	占用面積1平方メートルにつき1	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。）に100分の6を					

敷地を含む。）		年	乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）						
第1種電柱		1本につき 1年	430円	464円 40 銭	360円	388円 80 銭	310円	334円 80 銭	
第2種電柱			660円	712円 80 銭	550円	594円	480円	518円 40 銭	
第3種電柱			900円	972円	740円	799円 20 銭	650円	702円	
第1種電話柱			390円	421円 20 銭	320円	345円 60 銭	280円	302円 40 銭	
第2種電話柱			620円	669円 60 銭	510円	550円 80 銭	450円	486円	
第3種電話柱			850円	918円	700円	756円	620円	669円 60 銭	
その他の柱類			39 円	42 円 12 銭	32 円	34 円 56 銭	28 円	30 円 24 銭	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年	4 円	4 円 32 銭	3 円	3 円 24 銭	3 円	3 円 24 銭	
鉄塔		1基につき 1年	770円	831円 60 銭	640円	691円 20 銭	560円	604円 80 銭	
管（外径が0.4メートル	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー	16 円	17 円 28 銭	13 円	14 円 4 銭	12 円	12 円 96 銭	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23 円	24 円 84 銭	19 円	20 円 52 銭	17 円	18 円 36 銭	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35 円	37 円 80 銭	29 円	31 円 32 銭	25 円	27 円	

未満のものに限る。）の埋設	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	トルにつき 1年	46 円	49 円 68 銭	38 円	41 円 4 銭	34 円	36 円 72 銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70 円	75 円 60 銭	57 円	61 円 56 銭	50 円	54 円
	外径が0.3メートル以上のもの		93 円	100円 44 銭	76 円	82 円 8 銭	67 円	72 円 36 銭
農耕用敷地		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき農業委員会が情報の提供を行った借賃（その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃）をいう。以下同じ。）を勘案して知事が定める額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）					
植林及び採草放牧敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して知事が定める額に100分の60を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）					
その他の敷地			近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）					

別表1の事項の表の備考第3号中「1.1」を「1.2」に改め、同表の備考第4号中「市及び町村」を「1級地、2級地及び3級地」に改め、「所在地をいい」の

別表1の事項の表の備考第3号中「1.1」を「1.2」に改め、同表の備考第4号中「市及び町村」を「1級地、2級地及び3級地」に改め、「所在地をいい」の

次に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (1) 1級地 函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市の区域をいう。
- (2) 2級地 釧路市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、岩内町、余市町及び羅臼町の区域をいう。
- (3) 3級地 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の存する市町村の区域で1級地及び2級地以外のものをいう。

別表2の事項中「136円50銭」を「140円40銭」に、「168円」を「172円80銭」に、「220円50銭」を「226円80銭」に、「934円50銭」を「961円20銭」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「31円50銭」を「32円40銭」に改め、同表2の事項中「136円50銭」を「140円40銭」に、「168円」を「172円80銭」に、「220円50銭」を「226円80銭」に、「934円50銭」を「961円20銭」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の1の事項中「660円」を「670円」に改め、同表の3の事項中「1,980円」を「2,030円」に、「2,020円」を「2,070円」に改める。

別表第2の1の事項中「77,600円」を「78,700円」に、「113,000円」を「114,700円」に、「155,100円」を「157,400円」に、「224,600円」を「228,000円」に、「194,100円」を「197,000円」に、「281,700円」を「285,900円」に、「465,400円」を「472,400円」に、「675,500円」を「685,700円」に、「2,830円」を「2,870円」に、「730円」を「740円」に、「1,120円」を「1,130円」に、「290円」を「300円」に、「810円」を「820円」に改め、同表の2の事項中「40,400円」を「41,000円」に、「126,000円」を「127,900円」に、「82,400円」を「83,600円」に、「252,100円」を「255,900円」に、「123,800円」を「125,700円」に、「378,500円」を「384,200円」に、「206,000円」を「209,100円」に、「630,300円」を「639,800円」に、「2,770円」を「2,820円」に、「730円」を「740円」に、「1,120円」を「1,130円」に、「290円」を「300円」に、「810円」を「820円」に改め、同表の4の事項中「13,100円」を「13,300円」に改め、同表の5の事項中「2,830円」を「2,870円」に、「3,790円」を「3,850円」に改め、同表の6の事項中「120円」を「130円」に改め、同表の7の事項中「660円」を「670円」に改める。

別表第3 ホッケー・サッカー場の項中「3,700円」を「3,810円」に、「2,660円」を「2,740円」に改め、同表ラグビー場の項中「2,660円」を「2,740円」に改め、同表水泳プールの項中「11,570円」を「11,900円」に、「21,840円」を「22,400円」に、「43,440円」を「44,600円」に、「1,440円」を「1,480円」に、「2,730円」を「2,800円」に、「5,430円」を「5,580円」に、「780円」を「800円」に、「420円」を「430円」に、「1,540円」を「1,580円」に、「770円」を「790円」に改め、同表テニスコートの項中「2,660円」を「2,740円」に改め、同表体育館の項中「2,170円」を「2,230円」に、「3,700円」を「3,810円」に、「6,950円」を「7,150円」に、「790円」を「820円」に、「1,380円」を「1,420円」に、「2,660円」を「2,740円」に、「340円」を「350円」に、「670円」を「690円」に改め、同表軟式野球場の項中「2,790円」を「2,870円」に改め、同表硬式野球場の項中「3,570円」を「3,670円」に、「12,000円」を「12,300円」に、「17,400円」を「17,800円」に、「6,690円」を「6,880円」に、「20,400円」を「20,900円」に、「34,800円」を「35,700円」に改め、同表陸上競技場の項中

北海道条例第66号

北海道流域下水道条例の一部を改正する条例

北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（関係市町による管理）

第9条 流域下水道の修繕、維持その他の管理（知事が定めるものを除く。）は、法第25条の2第2項の規定により、当該流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の存する市町が行うものとする。

第10条を削る。

第11条中「第9条」を「前条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「4,710円」を「4,860円」に改め、同項第2号中「183円」を「189円」に改め、同条第3項中「4,710円」を「4,860円」に、「2,355円」を「2,430円」に改める。

別表第1種電柱の項中「560円」を「360円」に、「588円」を「388円80銭」に改め、同表第2種電柱の項中「860円」を「550円」に、「903円」を「594円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,200円」を「740円」に、「1,260円」を「799円20銭」に改め、同表第1種電話柱の項中「500円」を「320円」に、「525円」を「345円60銭」に改め、同表第2種電話柱の項中「800円」を「510円」に、「840

「4,480円」を「4,610円」に、「220円」を「230円」に、「670円」を「690円」に改め、同表合宿所の項中「3,640円」を「3,740円」に、「4,550円」を「4,680円」に改める。

別表第4中「690円」を「700円」に、「500円」を「510円」に、「800円」を「820円」に改める。

別表第5の1(1)の事項中「1,180円」を「1,200円」に、「2,240円」を「2,300円」に改め、同表の1(2)の事項中「1,680円」を「1,720円」に、「1,470円」を「1,510円」に、「2,730円」を「2,800円」に改め、同表の2(1)の事項中「710円」を「730円」に、「5,780円」を「5,950円」に、「24,700円」を「25,400円」に、「510円」を「520円」に、「230円」を「240円」に改め、同表の2(2)の事項中「950円」を「970円」に、「6,690円」を「6,880円」に、「26,400円」を「27,100円」に、「670円」を「690円」に改め、同表の3(1)の事項中「480円」を「490円」に改め、同表の3(3)の事項中「530円」を「540円」に改め、同表の4(1)の事項中「又は北海道立宗谷ふれあい公園」を削り、同表の4(2)の事項中「170円」を「180円」に改め、同事項を同表の4(3)の事項とし、同表の4(1)の事項の次に次のように加える。

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区 分	利用料金の上限額
クラブ	1本1日につき 230円

別表第6の1の事項中「930円」を「960円」に、「770円」を「790円」に、「1,540円」を「1,580円」に改め、同表の2の事項中「490円」を「500円」に、「2,860円」を「2,940円」に、「16,000円」を「16,500円」に、「32,100円」を「33,000円」に改め、同表の3の事項中「220円」を「230円」に改める。

別表第7の1の事項中「450円」を「460円」に、「980円」を「1,000円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

円」を「550円80銭」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,100円」を「700円」に、「1,155円」を「756円」に改め、同表その他の柱類の項中「50円」を「32円」に、「52円50銭」を「34円56銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「

5円	5円25銭
----	-------

」を「

3円	3円24銭
----	-------

」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「

3円	3円
----	----

」を「

2円	2円16銭
----	-------

」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「490円」を「310円」に、「514円50銭」を「334円80銭」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「300円」を「190円」に、「315円」を「205円20銭」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「1,000円」を「640円」に、「1,050円」を「691円20銭」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「420円」を「270円」に、「441円」を「291円60銭」に改め、同表広告塔の項中「2,000円」を「1,100円」に、「2,100円」を「1,188円」に改め、同表その他の工作物の項中「1,000円」を「640円」に、「1,050円」を「691円20銭」に改め、同表埋設管類の項中「21円」を「13円」に、「22円5銭」を「14円4銭」に、「

30円	31円50銭
-----	--------

」を「

19円	20円52銭
-----	--------

」に、「45円」を「29円」に、「47円25銭」を「31円32銭」に、「60円」を「38円」に、「63円」を「41円4銭」に、「90円」を「57円」に、「94円50銭」を「61円56銭」に、「120円」を「76円」に、「126円」を「82円8銭」に、「210円」を「130円」に、「220円50銭」を「140円40銭」に、「300円」を「190円」に、「315円」を「205円20銭」に、「600円」を「380円」に、「630円」を「410円40銭」に改め、同表通路その他これに類する施設の項中「1,000円」を「640円」に、「1,050円」を「691円20銭」に改め、同表看板の項中「200円」を「110円」に、「210円」を「118円80銭」に、「2,000円」を「1,100円」に、「2,100円」を「1,188円」に改め、同表標識の項中「800円」を「510円」に、「840円」を「550円80銭」に改め、同表旗ざおの項中「20円」を「11円」に、「21円」を「11円88銭」に、「200円」を「110円」に、「210円」を「118円80銭」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料の項中「200円」

を「110円」に、「210円」を「118円80銭」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するものについては、この条例による改正後の北海道公共下水道条例第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。
第58条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「78,600円」を「80,800円」に、「105,000円」を「108,000円」に、「249,400円」を「256,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「13,700円」を「14,100円」に、「33,200円」を「34,100円」に、「15,400円」を「15,800円」に、「18,600円」を「19,100円」に、「44,900円」を「46,200円」に、「16,600円」を「17,100円」に、「36,800円」を「37,900円」に改め、同表4の事項中「40,400円」を「41,600円」に改め、同表5の事項

中「450円」を「460円」に、「850円」を「870円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。
